

平成 30 年（2018 年）8 月 2 日

訪問型サービス事業所管理者様
通所型サービス事業所管理者様
居宅介護支援事業所管理者様
市内各地域包括支援センター管理者様

豊中市健康福祉部高齢施策課長

豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の一部改正について（通知）

日頃から本市の介護保険行政の推進に、ご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。

さて、平成 30 年 7 月 4 日付で、豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱等の一部改正（素案）について、事務連絡を送付させていただいておりましたが、市民意見公募の結果（寄せられたご意見の概要と市の考え方）、及び市民意見公募を経て改正された要綱を市ホームページに掲載しましたのでお知らせします。

市内各事業所様におかれましては、内容をご確認いただきますようお願いいたします。

なお、改正内容については素案からの変更はございません。

記

1. 改正内容の概要

(1) 平成 30 年度の介護保険法及び国要綱改正をふまえた市要綱改正

- ア. 利用者負担割合が 2 割であった人のうち、特に所得の高い人の負担割合を 3 割とする。（平成 30 年 8 月 1 日施行）
- イ. 共生型サービス創設の趣旨をふまえ、本市総合事業においても訪問介護相当サービス・通所介護相当サービスの指定基準を緩和したサービスとして共生型サービスを創設する。
（平成 30 年 8 月 1 日施行）
- ウ. 平成 30 年度介護報酬改定を踏まえ、国要綱において定める「介護予防・日常生活支援総合事業において国が定める単価」が一部見直されたことに伴い、国要綱と同様の改正を行う。（平成 30 年 10 月 1 日施行）

(2) その他の改正

- ア. 豊中市介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱において「市長が別に定める」とされている「訪問介護相当サービス」「通所介護相当サービス」の対象者の範囲について、居住する日常生活圏域で利用可能な市独自サービス（訪問型サービス A 及び通所型サービス A）が無い場合を含める経過措置を終了する。（平成 31 年 4 月 1 日施行）
- イ. その他所要の改正を行う。（平成 30 年 8 月 1 日施行）

市ホームページに市民意見公募の結果（寄せられたご意見の概要と市の考え方）、及び市民意見公募を経て改正された要綱を掲載しておりますのでご確認ください。

【市ホームページ—市政情報—市政への参加—意見公募手続—平成 30 年度（2018 年度）案件】

(URL : <https://www.city.toyonaka.osaka.jp/joho/sanka/ikenkobo/h30/a001050030010.html>)

2. 今後の予定

平成 30 年 10 月サービス分の請求までに、報酬改定対応のサービスコード表及びマスタを市 HP に掲載します。（報酬改定対応のサービスコード表及びマスタについては国保中央会より標準マスタが提供され次第市にて作成することとなりますので、詳細な時期については現在未定です。）

＜お問い合わせ＞

豊中市 健康福祉部

高齢施策課 企画調整係 担当：町田

TEL：06-6858-2837 FAX：06-6858-3146

Mail：koureisesaku@city.toyonaka.osaka.jp